

鹿島郡商業振興協同組合より

ささゆり商品券 をお持ちの方へ

ー資金決済に関する法律に基づく払戻しのお知らせー

日頃より当組合の商品券をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

平成30年3月31日をもって利用を終了しました「ささゆり商品券」は、下記の通り資金決済に関する法律に基づき払戻し手続きをさせていただきます。

払戻し期間

平成30年4月10日(火)～平成30年6月29日(金)

(土・日・祝日を除く 午前9時～午後5時まで)

対象商品券

ささゆり商品券 (平成16年から発行した1,000円券)



払戻し方法

払戻し期間内に**能登鹿北商工会本所**(鹿島郡商業振興協同組合事務局)まで商品券をご持参願います。「払戻し申込書」にご記入の上、その場で現金と交換します。

郵送の場合は、「払戻し申込書」にご記入の上、商品券とともに当組合(能登鹿北商工会内)宛てにご郵送ください。金融機関への振込にて、郵送料とともに払戻します。

※「払戻し申込書」は能登鹿北町商工会ホームページよりダウンロードできます。

上記払戻し期間内に申し出されない場合は、払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

○「中能登町共通商品券(期限付き)」は引き続きご利用いただけます。

お問合せ先

鹿島郡商業振興協同組合 鹿島郡中能登町井田に部50番地

◇能登鹿北商工会 本所 TEL(0767)66-0001

七尾市中島町河崎ヌ部50番地1 (七尾市中島健康福祉センターすこやか内)